

青森県経営安定化サポート資金【災害枠】 (深浦町が信用保証料を補助します)

青森県では、取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を来している中小企業者や個人の方を対象に、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度を実施しています。

深浦町は、この制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

※ 8/29から「大雨災害」も指定災害として取り扱っております。

補助対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた場合
次のいずれにも該当する方
- ・ 町内に住所及び主な事業所を有する中小企業者
 - ・ 町に納付すべき税金を滞納していないこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと
 - ・ 青森県経営安定化サポート資金「災害枠」により融資を受けた方
 - ・ セーフティネット保証4号・5号のうち、いずれかを適用した方
- (2) 8月3日からの大雨による影響を受けた場合
次のいずれにも該当する方
- ・ 法人の場合、深浦町に法人登録していること
(個人の場合、町内に住所を有する方)
 - ・ 町に納付すべき税金を滞納していないこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと

補助内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた場合
県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助します。

(2) 8月3日からの大雨による影響を受けた場合

深浦町が信用保証料を全額補助します。

((1)、(2)のいずれも「深浦町経営安定化サポート資金「災害枠」保証料補助金交付要綱」に基づき、事業者へ直接交付します。)

実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県経営安定化サポート資金を利用することは可能です。)

お問い合わせ先

○信用保証料補助に関すること

深浦町観光課商工振興係 電話 0173-74-4412 (直)

○青森県経営安定化サポート資金に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368 (直)

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A1. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類(法人の登記事項証明書など)を併せてご提出ください。

Q2. 深浦町内に本社又は主たる事業所(個人の場合は住所)がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか?

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られません。本店の登記(個人の場合は住所)が深浦町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(順不同)

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会